

青森県報

第三千七百四十六号

平成二十五年
九月二十日
(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による介護老人保健施設の開設許可……………(高年齢福祉課)…一
土地収用法による事業の認定……………(監理課)…一

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム課)…三
県営林(県行造林)の立木の売却に係る一般競争入札……………(林政課)…三

告 示

青森県告示第六百九十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号の規定により公示する。

平成二十五年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所の名称所在地	介護老人保健施設の開設者	介護老人保健施設	許可年月日
--------	----------------------	--------------	----------	-------

社会福祉法人
弘前豊徳会

弘前市大字大川字
中桜川一八の一〇

介護老人保健
施設サント
ウス弘前

弘前市大字大川字
中桜川一八の一〇

平成
二五・九・一

青森県告示第六百九十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称
おいらせ町

二 事業の種類

(仮称)阿光坊史跡公園駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県上北郡おいらせ町阿光坊地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、上北郡おいらせ町阿光坊地内に(仮称)阿光坊史跡公園(以下「本件史跡公園」という。)の駐車場を整備する事業(以下「本件事業」という。)であり、法第三十三条第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、平成二十一年度に「史跡阿光坊古墳群整備基本構想・基本計画」を策定し、適切な位置に駐車場を設置することとしている。

また、本件事業を施行するに当たり、町議会においても執行するための予算が

議決されており、本件事業に必要な予算措置が講じられている。

よって、起業者は十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) おいらせ町にある史跡阿光坊古墳群（以下「本件史跡」という。）は、七世紀前半から九世紀終わり頃まで営まれた大規模な古墳群である。

同町は、平成二十年度に策定した「第一次おいらせ町総合計画」の中で、本件史跡について、「平成二十年度から保存管理・整備計画策定を開始し、今後の活用方法などについての取り組みを検討」することとしている。

これに基づき、平成二十一年度には、「史跡阿光坊古墳群整備基本構想・基本計画」が策定され、その中で駐車場については、「アクセス道路について十分検討し、適切な位置に駐車場を設置することとしている。

現在、本件史跡周辺には駐車場がなく、見学者は周辺道路へ路上駐車するしかない状況であり、交通安全上支障を来しているところである。また、今後、本件史跡公園の整備の進展に伴い、利用者数の増加が予想される。

本件事業は、本件史跡の隣接地に駐車場を整備することにより、利用者の利便性の向上及び安全性の確保を図ろうとするものである。

本件事業の施行により、本件史跡公園の利用者及び近隣住民の利便性の向上及び安全性の確保を図ることができ、文化財の保護と活用に大きく寄与することから、公共の利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺の環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではないこと、起業地は文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、試掘調査を実施したところ、一部に埋蔵文化財が確認されたものの、確認された埋蔵文化財は本件事業の支障になるものではない旨青森県教育庁文化財保護課から回答を得ていること、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量

した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) 起業者は、起業地を選定するに当たって、本件事業に必要な面積を確保できること、見学者の利用を考慮し、本件史跡に隣接した場所であること、進入路の確保が容易であるとともに、見通しが良く安全性に優れていること及び敷地造成が容易であり、支障となる物件が少ないことを条件に、同町阿光坊地内に候補地として三案を選定している。

第一案は、現況は山林であり支障物件として立木がある、敷地は本件史跡の隣接地で国道からのアクセスが三案中最も良い、周辺道路は整備されており、傾斜地であるが、工事車両の出入りも容易である、用地費及び補償費等を含めた総事業費（以下「事業費」という。）は三案中最も経済的に優れるというものである。

第二案は、現況は畑地であり支障物件はない、敷地は本件史跡の近隣地で三森（一）遺跡内にあるため、試掘調査が必要である、周辺道路は整備されておらず、道路と高低差があるため平坦な面を造り出すには盛土又は切土が必要となる、事業費は三案中中位であるが、遺跡内にあること及び造成が必要であることから三案中最も事業期間を要するというものである。

第三案は、現況は山林であり支障物件として立木がある、敷地は本件史跡の近隣地であるが、国道からの道路が途中までしか整備されておらず、道が狭いため別途道路拡幅等の整備工事が必要である、傾斜地となっており、工事車両の出入りは困難である、事業費は三案中最も経済的に劣るといふものである。

以上のことから、起業者による検討の結果、起業地として選定された第一案は、三案中機能的、環境的及び経済的に優れていると認められる。

(三) よって、本件事業の事業計画は、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、本件史跡公園の利用者の利便性の向上及び安全性の確保を図り、更には路上駐車等による近隣住民への迷惑を解消することができることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の整備に必要な最小限の範囲であり、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

よって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
 おいらせ町教育委員会 社会教育・体育課

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
 青森県情報資産管理システム機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 青森県企画政策部情報システム課
 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
 一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
 平成二十五年八月二十九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
 株式会社ビジネスサービス
 青森市新町二丁目六の二九
- 六 契約金額
 千七十一万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
 賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日
 平成二十五年七月十六日

県営林(県行造林)の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十五年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件(立木)の売却

売払番号	所在地	樹種	林齡	本数(本)	材積(m ³)
立第一号	下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の一五	スギ	四九年生	四、二二二	二、三五〇

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の一五

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
 青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所
 むつ市中央一丁目の一八
 むつ合同庁舎 旧館二階中会議室
- 2 日時
 平成二十五年十月八日(火) 午後一時

- 六 入札書記載金額
入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税込）をもって落札金額とするので、消費税相当分を含めた金額を入札金額とすること。
- 七 入札保証金及び契約保証金
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 八 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内
- 九 代金の納入期限
契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは六か月以内において売買代金の延納を認める。
- 十 その他
 - 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - 2 現場説明は平成二十五年十月二日午後一時までに岩屋ゆとりの駐車帯（下北郡東通村大字岩屋字小沢平）に集合し、下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の五まで移動して行う。
 - 3 問合せ先
青森県農林水産部林政課森林環境グループ
電話 〇一七 七三四 九五三一

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭